

お知らせ

国民年金からのお知らせ

～新成人の皆さんへ～

20になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金のポイント

◆将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保護されます。

◆老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◆「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方でご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象になります。

国民年金のご相談・手続き等については、市区町村または年金事務所までお問い合わせ下さい。

「ハローワークむつ出張相談」

in 東通

ハローワークむつでは、仕事探しをしている方等を対象にハローワーク職員による出張就業相談を実施します。

◆実施日

平成29年 12月21日(木)

平成30年 1月25日(木)

2月22日(木)

相談時間は11時～13時まで。

※お昼時間(12時～13時)も相談できます。

◆相談内容

- ①就職に関する相談、②求人情報の提供、③職業訓練の情報など雇用情報の提供、④その他

※雇用保険受給に関する諸手続きにつきましては、出張相談では行いませんのでご了承願います。

※天候や道路状況等により相談開始時間の遅れや、中止の場合がございますので、予めご了承願います。

◆問合せ先 ハローワークむつ (むつ公共職業安定所)

職業紹介・学卒部門 22-11331

蜜蜂を飼育されている方へ

蜜蜂の飼育届けについて

蜜蜂振興法の改正により、平成25年から、趣味で蜜蜂を飼育する場合でも飼育届けの提出が必要になりました。

蜜蜂を飼育されている方は、所定の様式に必要な事項を記載の上、平成30年1月31日(水)までに、住所地の地域県民局畜産担当課に提出して下さい。(手数料はかかりません)

※飼育届け用紙は、青森県ホームページでダウンロードできるほか、地域県民局畜産担当課で配布します。

また、平成29年中に飼育届けを提出された方については、地域県民局から直接用紙を郵送します。

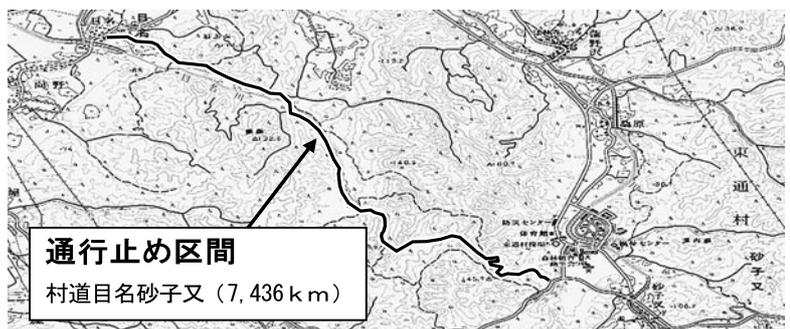
※花粉交配用のために、蜜蜂を一時的に飼育されている方の飼育届けの提出は不要です。ただし、長期間にわたって(花粉交配時期以外も)飼育する場合は届出が必要です。

詳しくは、青森県ホームページ「蜜蜂飼育の義務について」を参照、又は下北地域県民局地域農林水産部畜産課までお問い合わせ下さい。

冬期間の通行止めのお知らせ

林道目名砂子又線(目名～砂子又)の冬季間の除雪を行わないことから、平成29年12月1日から平成30年4月15日まで、一般車輛の通行止めを致します。村民の皆様の協力をお願い致します。

◇お問い合わせ先 づくり育てる農林水産課 27-2111 (内線131)



通行止め区間

村道目名砂子又(7.436km)